指宿市宿泊税に関するＱ＆Ａ

令和８年 10 月版

鹿児島県指宿市

目　次

１　宿泊税について

Q1　宿泊税とはどのような税金ですか。　1
Q2　宿泊税は，いつから課税が始まりますか。　1
Q3　宿泊税の税率はいくらですか。　1
Q4　税率が変更されることはありますか。　1
Q5　なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。　1
Q6　なぜ宿泊税を導入するのですか。　1
Q7　宿泊税はどのように活用されるのですか。　1

２　宿泊について

Q1　宿泊の定義を教えてください。　2
Q2　課税対象とならない宿泊はありますか。　2
Q3　事前に宿泊契約をしたうえで，午前０時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）は課税対象ですか。　2
Q4　客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合は課税対象ですか。　3
Q5　休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。　3
Q6　ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。　3
Q7　自社向けの研修施設ですが，宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため，旅館業の許可を取っています。　3
Q8　市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが，地元の人が宿泊する場合もあります。その点については，どのようにお考えですか。　3
Q9　民泊を行っており，旅館業法の許可を受けて，宿泊体験料ということで，宿泊者から宿泊料金をもらっている場合でも，課税対象ですか。　4
Q10　ラブホテルのような休憩，宿泊の区切りがある場合は，どのように宿泊税を算出するのですか。　4
Q11　ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金をとっていますが，この場合，どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。　4
Q12　会計システム上，１人で利用しても，領収書には一律２人と記載されるようになっていますが，どうしたらよいですか。　4
Q13　ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上，客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。　4
Q14　従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。　5

Q15　グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はあり）は課税対象ですか。 5
Q16　宿泊施設が宿泊料金を免除している場合は課税対象ですか。 5
Q17　ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。 5
Q18　事務所として客室を利用する場合は課税対象ですか。 5
Q19　団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。 5
Q20　長期滞在（２～３か月）の場合も課税対象ですか。この場合，宅建業法に基づいて，短期賃貸借契約（３０日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。 5
Q21　条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も，宿泊税は課税されますか。 5
Q22　チェックイン後，数時間の滞在で都合によりチェックアウトし，客室は使用したことから正規の宿泊料金をいただいた場合，課税対象となりますか。 6

３　課税免除について

Q1　学校行事等で課税免除となるのは，どのような人ですか。 6
Q2　保育園の団体が宿泊した場合，引率者は課税免除となりますか。 6
Q3　学校行事等の事前準備（下見）は，課税免除となりますか。 6
Q4　その他の学校行事とは，どのようなものですか。 7
Q5　学校行事等であることの証明書に不備があった場合どうすればよいですか。 7
Q6　学校行事等であることの証明書に記入されている人数について，宿泊日当日に変更が生じた場合，どのように対応すればよいですか。 7
Q7　証明書の提出はなく，当日の聞き取りにより学校行事であることが判明した場合，宿泊税の徴収はどのようにしたらよいですか。 7
Q8　証明書は事前に提出する必要がありますか。 7
Q9　部活動やスポーツ合宿は，学校行事に含まれますか。 7
Q10　小学生以下の者の確認方法を教えてください。 8
Q11　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのは，どのような人ですか。 8

４　宿泊料金について

Q1　宿泊料金とは何を指しますか。 8
Q2　当ホテルは，夕食と朝食がセットになった料金体系ですが，宿泊料金とは宿泊代と飲食代の合計額で決まりますか。 8
Q3　補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。 9

Q4　株主優待等により宿泊料金が割引となるものの，同額が宿泊料金として補填される場合の取扱いを教えてください。 9
Q5　ポイントを利用して宿泊した場合の取扱いを教えてください。 9
Q6　連泊割引における宿泊料金の取扱いを教えてください。 9
Q7　長期滞在の場合，例えば５泊したら１泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。 9
Q8　実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。 9
Q9　キャンセル料の取扱いを教えてください。 10
Q10　延長等があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。 10
Q11　サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。 10
Q12　複数人で予約し，宿泊税を事前に領収していましたが，実際の宿泊人数が減少した場合は宿泊税を返金してもよろしいですか。 10
Q13　宿泊料としてではなく，施設使用料又は入館料として料金を徴収している場合は課税対象となりますか。 10
Q14　通常の清掃代等は宿泊料金に含まれると思いますが，宿泊者が寝具を汚した場合のクリーニング代なども宿泊料金に含まれますか。 10
Q15　旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取扱いを教えてください。 10
Q16　手配旅行の場合に旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料について，どのように取り扱えばいいですか。 11
Q17　旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。 11
Q18　外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。 11

５　徴収方法について

Q1　宿泊税の徴収方法を教えてください。 11
Q2　ネット予約，無人化施設等での徴収方法を教えてください。 11
Q3　キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。 11
Q4　宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。 11
Q5　旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりませんが，お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。 12
Q6　旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合，宿泊税はどのように徴収すればよいですか。 12
Q7　予約者が宿泊代金を払う場合も，宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。 12
Q8　宿泊税のことを知らない外国人等が来たら，どのように対応すればよろしいですか。 12

６　申告と納入について

Q1　特別徴収義務者申告書の届出様式はどこで取得できますか。 12
Q2　特別徴収義務者申告書の提出書類の，「旅館業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」，「宿泊に係る契約書面」は，住宅宿泊事業ではどの書類にあたりますか。 12
Q3　同一敷地内で複数の施設を経営しており，経理等も区分することができないため，経営申告書をまとめて提出することはできますか。 13
Q4　同一敷地内の複数施設について経営申告書をまとめて提出した場合，申告納期入限の特例の適用要件となる宿泊税額についても，まとめて提出した施設の合計となるのでしょうか。 13
Q5　申告納入は毎月行う必要がありますか。 13
Q6　宿泊がない月でも申告の提出が必要ですか。 13
Q7　申告納入期限の特例が適用される要件を教えてください。 13
Q8　申告納入期限の特例が取消になることはありますか。 14
Q9　納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。 15
Q10　特別徴収義務者の名称や所在地，施設名称が変更となったため「宿泊税特別徴収義務者異動報告書」を提出した場合，変更後の内容の納入申告書納入書が新たに送られてくるのでしょうか。 15
Q11　申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。 15
Q12　銀行窓口で宿泊税を納入する場合，振込手数料は，事業者が負担するのですか。 15
Q13　宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を払った場合，旅行業者からの入金に１～３か月ほどかかりますが，翌月に宿泊税を納入しなければなりませんか。 15
Q14　宿泊税の納入はどこでできますか。 15
Q15　宿泊税の納入書での支払いを口座振替にしてもらえませんか。 15
Q16　宿泊税の電子申告は可能ですか。 16
Q17　宿泊税の電子申告に電子署名は必要ですか。 16
Q18　電子申告書利用申請について，複数の宿泊施設をまとめて申請できますか。 16
Q19　宿泊税の電子納税（eLTAX）は可能ですか。 16

７　広報について

Q1　宿泊者への周知はどのように行うのですか。 16
Q2　宿のホームページで周知したいのですが，どうすればよいですか。 16
Q3　リーフレット等の広報物は何か国語に対応していますか。 16
Q4　ポスター等の配布時期はいつ頃になるのでしょうか。 16
Q5　外国人への説明に不安がありますが，サポート等ありますか。 17
Q6　県外への宿泊税導入の周知は，どのように行うのですか。 17

８　その他

Q1　領収書への宿泊税の記載は必ず行う必要がありますか。　17
Q2　入湯税とは別に徴収するということですか。　17
Q3　宿泊税の徴収は，消費税との二重課税ではないですか。　17
Q4　宿泊税は売上げに含まれますか。　17
Q5　宿泊税の課税を行ううえで，宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。　17
Q6　領収書に貼付する収入印紙は，宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。　18
Q7　施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。　18
Q8　宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。　18
Q9　宿泊税特別徴収事務交付金に対して，消費税は課税されますか。　18
Q10　宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。　19
Q11　領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。　19

１　宿泊税について

Ｑ１　宿泊税とはどのような税金ですか。

Ａ　本市観光の活性化と観光消費額の拡大に繋がる観光振興に関する各種の施策に要する費用に充てるため，本市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

市内のホテルや旅館，民泊等の宿泊施設に料金を支払って宿泊する場合に，その宿泊者に対して課税されるものです。

Ｑ２　宿泊税は，いつから課税が始まりますか。

Ａ　宿泊税については，令和９年４月１日から課税が開始されます。

Ｑ３　宿泊税の税率はいくらですか。

Ａ　宿泊者１人１泊につき２００円が課税されます。

Ｑ４　税率が変更されることはありますか。

Ａ　税率等は，指宿市宿泊税条例において規定されており，施行後３年を経過した場合において，社会経済情勢等の変化等を勘案し，この条例の施行の状況について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずることとし，その後においても，５年ごとに同様の検討を行います。

Ｑ５　なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

Ａ　観光振興を行うための新たな財源について，有識者による「指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会」において，地方税，分担金，負担金，使用料など比較検討を行い，様々な角度から議論していただいた結果，「選んでもらえる，再び訪れたくなる観光地「指宿」の実現に向けた施策に要する費用に充てるため，宿泊税の導入が適当である。」との答申をいただいたことを踏まえ，宿泊税を導入することとしたものです。

Ｑ６　なぜ宿泊税を導入するのですか。

Ａ　観光産業は，宿泊業や旅行業，飲食業など裾野が広く，本市の発展を支える地域経済にとって大変重要な産業です。観光産業の持続的発展を図るためには，観光振興施策を積極的に展開し，交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要があり，選んでもらえる，再び訪れたくなる観光地「指宿」の実現に向け，観光振興に係る安定した財源を確保するために導入するものです。

Ｑ７　宿泊税はどのように活用されるのですか。

Ａ　令和５年３月に策定した「指宿市観光ビジョン」の目的達成に資する事業で「指宿市観光・経済戦略会議」で決定され，かつ予算化された新規又は拡充事業に充当する

こととしており，具体的には，「交通アクセス改善」，「また来たくなる観光地づくり」，「観光拠点整備」，「砂むし温泉等の魅力向上」，「いぶすきのファンづくり」などの事業を想定しています。

なお，活用にあたっては，宿泊事業者の皆様の意見を反映できる仕組みを構築し，より効果的な観光施策が展開できるよう努めてまいります。

２　宿泊について

Ｑ１　宿泊の定義を教えてください。

Ａ　宿泊とは，一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い，宿泊施設を利用する行為をいいますが，宿泊税においては，原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

①　その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
②　①以外の場合で，その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの

※　許可，届出を得ていない施設であっても，旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

また，旅館業法の許可が必要な宿泊とは，次の４項目をすべて満たすものです。

・宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合，広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
・生活の本拠ではない（宿泊の期間が１週間未満の場合，宿泊の期間が１週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Ｑ２　課税対象とならない宿泊はありますか。

Ａ　キャンセルした場合や無料で宿泊させる場合は，課税対象となる宿泊料金がないため，宿泊税はかかりません。

Ｑ３　事前に宿泊契約をしたうえで，午前０時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）は課税対象ですか。

Ａ　レイトチェックインにより宿泊契約をしている宿泊者が，午前０時を超えてからチェックインを行い，実際の利用が日をまたがない場合でも，宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば，宿泊税の課税対象となります。

また，レイトチェックアウトにより追加料金が生じた場合，延長料金を宿泊料金として徴収している場合は，当該延長料金を宿泊料金に含めていただくようお願いいたします。宿泊料金とは別に，時間延長に係る料金を徴収している場合においては，当該延長料金を宿泊料金に含めません。

Ｑ４　客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合は課税対象ですか。

Ａ　日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし，宿泊施設がその利用料金を契約上，宿泊料金として取り扱う場合は課税対象とします。

Ｑ５　休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。

Ａ　日をまたぐ６時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は，実質的に宿泊であるとみなし，課税対象とします。

なお，契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は，利用行為が「日をまたぐ６時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

Ｑ６　ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。

Ａ　ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については，賃貸借契約による利用で，旅館業法による宿泊にあたらない場合は課税対象となりません。旅館業法に該当する宿泊の場合は課税対象とします。宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額とします。

Ｑ７　自社向けの研修施設ですが，宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため，旅館業の許可を取っています。

Ａ　研修施設の場合，宿泊料金を徴収し，社会性があるなど，旅館業法に該当する施設であれば，宿泊税の対象となります。

宿泊契約に基づく宿泊行為で，宿泊料金が課されている場合や，宿泊契約でない宿泊行為の場合でも，日をまたぐ６時間以上の利用で料金を課している場合は，課税対象となります。

Ｑ８　市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが，地元の人が宿泊する場合もあります。その点については，どのように考えますか。

Ａ　観光は裾野が広く，観光振興施策は多岐に渡っていることから，それから受けるサービスは様々です。市内居住者であっても，観光施策の受益があり，また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので，一定の負担をお願いしています。

Ｑ９　民泊を行っており，旅館業法の許可を受けて，宿泊体験料ということで，宿泊者から宿泊料金をもらっている場合でも，課税対象ですか。

Ａ　宿泊の対価として，料金を徴収している場合や宿泊の対価がその料金に含まれている場合は，宿泊税の課税対象となります。

Q10　ラブホテルのような休憩，宿泊の区切りがある場合は，どのように宿泊税を算出するのですか。

Ａ　いわゆるラブホテル等において，その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は，宿泊税の課税対象となり，また，休憩契約の場合でも，日をまたぐ６時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は，宿泊とみなしますので，課税対象となります。

Q11　ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金をとっていますが，この場合，どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。

Ａ　１室を単位として料金を設定している場合でも，人数分の宿泊税が課税されますので，何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は，帳簿の備え付けと，その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

①　帳簿とは

宿泊年月日，宿泊者数，宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。前述の事項が網羅されたものであれば，日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例）総勘定元帳，仕分帳，現金出納帳，売掛金元帳，売上帳等

②　書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で，宿泊年月日，宿泊者数，宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q12　会計システム上，１人で利用しても，領収書には一律２人と記載されるようになっていますが，どうしたらよいですか。

Ａ　帳簿等をつけていただくことになるので，そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。ただし，領収書における宿泊税額は，宿泊料金とは別に，その名称と税額を記入していただく必要があります。（宿泊税を明示しない場合は，消費税の課税対象となる場合があります。）

Q13　ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上，客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。

Ａ　宿泊契約に基づく宿泊行為で，宿泊料金が課されている場合は，課税対象となります。また，宿泊契約でない宿泊行為の場合でも，日をまたぐ６時間以上の利用で，料金を課している場合は対象となります。

Ｑ14　従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。

Ａ　宿泊料金が課せられていないため，課税の対象とはなりません。

Ｑ15　グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はあり）は課税対象ですか。

Ａ　業務のためであっても，宿泊料金を課しているため課税の対象となります。

Ｑ16　宿泊施設が宿泊料金を免除している場合は課税対象ですか。

Ａ　宿泊料金が免除の場合は，課税の対象とはなりません。

Ｑ17　ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。

Ａ　宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため，ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。

Ｑ18　事務所として客室を利用する場合は課税対象ですか。

Ａ　宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない場合は，宿泊税の課税対象となりませんが，契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は，宿泊税の課税対象となります。

Ｑ19　団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。

Ａ　会議室を客室として提供した場合，その利用が宿泊契約に基づくものであり，宿泊料金として取り扱う場合は，宿泊税の課税対象となります。なお，会議室を客室として使用する場合は，旅館業法において，会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Ｑ20　長期滞在（２～３か月）の場合も課税対象ですか。この場合，宅建業法に基づいて，短期賃貸借契約（３０日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。

Ａ　宿泊契約に基づく宿泊行為であれば，滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが，賃貸借契約に基づく利用行為の場合は，旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので，宿泊税は課税されないことになります。

Ｑ21　条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も，宿泊税は課税されますか。

Ａ　条例の施行日以後に宿泊を行う場合は，事前予約を行っていた場合であっても課税

の対象となります。

Q22　チェックイン後，数時間の滞在で都合によりチェックアウトし，客室は使用したことから正規の宿泊料金をいただいた場合，課税対象となりますか。

A　宿泊料金として徴収した場合，宿泊税も課税対象となります。

３　課税免除について

Ｑ１　学校行事等で課税免除となるのは，どのような人ですか。

A　課税免除の対象者は，学校に通う児童，生徒又は学生並びに引率者です。宿泊税を免除するためには，学校長等から，「学校行事等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

対象となる学校は，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校で，いわゆる専門学校（専修学校，各種学校等）や海外の学校は対象となりません。

※　引率者とは

児童，生徒又は学生の引率を行う学校の関係者，万が一に備え帯同する看護師や，心身の障害等により介助を必要とする児童，生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等をいい，旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

※　学校行事等であることの証明書とは

宿泊日，課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は，本市のホームページに掲載しておりますので，事前にダウンロードしていただき，必要事項を入力又は手書きで記載し，宿泊施設に提出してください。（押印不要。）

Ｑ２　保育園の団体が宿泊した場合，引率者は課税免除となりますか。

A　保育園は，課税免除の条件である「学校教育法第１条に規定する学校」にあてはまりませんが，園児については小学生以下の課税免除が適用され，引率者については課税対象となります。

Ｑ３　学校行事等の事前準備（下見）は，課税免除となりますか。

A　宿泊税は，宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしておりますが，学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の学校行事に参加している者については，例外的な取扱いとして宿泊税を課さないこととしており，また，「その他の学校行事」とは，文部科学省が定めた学習指導要領に基づき実施される学校行事と整理しています。

課税免除は，非常に限定的に取り扱う必要があるとの観点から学校行事等の事前準備（下見）については，児童，生徒又は学生が参加しないこと，学習指導要領に基づ

き実施されるものでないことを踏まえると，課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Ｑ４　その他の学校行事とは，どのようなものですか。

Ａ　学校行事とは，全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動で，具体的には，修学旅行，集団宿泊，社会科見学などが考えられます。なお，学校長等から，「学校行事等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

Ｑ５　学校行事等であることの証明書に不備があった場合どうすればよいですか。

Ａ　記載内容に不備や漏れがあると，課税免除を適用する要件を満たしているか確認できないことから，速やかに学校等に訂正又は再提出を依頼してくださるようお願いします。

Ｑ６　学校行事等であることの証明書に記入されている人数について，宿泊日当日に変更が生じた場合，どのように対応すればよいですか。

Ａ　証明書に記載されている人数欄等を見え消しで訂正してください。訂正については，学校側，施設側のどちらが行っても構いませんし，訂正印も不要です。

ただし，欠席者分も宿泊料として徴収するのであれば，証明書の訂正はせず，宿泊税を徴収・納入することになります。なお，欠席者分を宿泊料として取り扱うか，違約金として取り扱うかは，各施設の判断となります。

Ｑ７　証明書の提出はなく，当日の聞き取りにより学校行事であることが判明した場合，宿泊税の徴収はどのようにしたらよいですか。

Ａ　学校行事等であることが明らかな場合，宿泊税の徴収は行う必要はありませんが，証明書について，後日必ず提出していただき，市への申告の際に写しの提出をお願いします。なお，証明書の提出がない場合は，宿泊税の納入が必要となりますので，十分注意をお願いします。

Ｑ８　証明書は事前に提出する必要がありますか。

Ａ　宿泊当日の提出で問題ありませんが，紛失などのトラブル等の防止のため，事前に提出を求めることも差し支えありません。

Ｑ９　部活動やスポーツ合宿は，学校行事に含まれますか。

Ａ　文部科学省が定めた学習指導要領において，部活動については，教育課程外の学校教育活動として位置づけられていること，また，特別徴収義務者の事務等を考慮し，課税免除の対象外として整理しており，スポーツ合宿についても同様となりますので，ご理解をお願いします。

Q10　小学生以下の者の確認方法を教えてください。

A　マイナンバーカードなど官公庁から発行・発給した本人及び年齢が確認できるものなどにより対応をお願いします。

Q11　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのは，どのような人ですか。

A　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については，外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお，具体的な取扱いについては，「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

①　課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②　課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

4　宿泊料金について

Q１　宿泊料金とは何を指しますか。

A　宿泊料金とは，食事代や消費税等を除き，サービス料等を含んだ金額です。

《宿泊料金に含まれるものの例》

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額，清掃代，寝具使用料，入浴代，寝衣代，サービス料，奉仕料，宿泊補助金や宿泊助成金など及び宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額等

《宿泊料金に含まれないものの例》

食事代，遊興費，会議室の利用，休憩及びこれに類する利用行為に係る料金，消費税，地方消費税，入湯税等の税，自動車代，電話代，土産代，クリーニング代等の立替金，宿泊者が任意で支払った心付け，チップ，祝儀等の金額，低廉な実費負担分として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額（その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限る。），宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料

Q２　当ホテルは，夕食と朝食がセットになった料金体系ですが，宿泊料金とは宿泊代と飲食代の合計額で決まりますか。

A　宿泊に付随して提供される食事，宴会等の料金（以下「食事料金等」という。）が宿泊料金に含まれている場合は，食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし，朝食無料サービス等，宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は，食事料金等に相当する金額がないものとして，その料金全額を宿泊料金とします。

Ｑ３　補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

Ａ　第三者からの支払がある場合で，直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は，宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

また，宿泊施設が独自に宿泊者に対して，通常の宿泊料金の一定割合の金額を値引きする場合は，値引き後の金額が宿泊料金となります。無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は，宿泊料金が０円であるため，宿泊税は課税されません。

Ｑ４　株主優待等により宿泊料金が割引となるものの，同額が宿泊料金として補填される場合の取扱いを教えてください。

Ａ　第三者から宿泊料金の支払があり，宿泊料金の一部として取り扱われる場合は，宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Ｑ５　ポイントを利用して宿泊した場合の取扱いを教えてください。

Ａ　宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は，割引後の料金を宿泊料金とします。（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。）また，旅行業者，カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合は，割引前の料金を宿泊料金とします。

Ｑ６　連泊割引における宿泊料金の取扱いを教えてください。

Ａ　連続して宿泊することにより受ける連泊割引について，宿泊日ごとに割引率が明確な場合は，通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。また，連泊期間を一括して割引を行っている場合には，割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

Ｑ７　長期滞在の場合，例えば５泊したら１泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。

Ａ　宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は，宿泊税は課税されません。

Ｑ８　実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

Ａ　キープルームなどの実際の宿泊を伴わない利用行為である場合，課税対象とはなりません。ただし，実際に宿泊行為があった場合，又は日をまたぐ６時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

Ｑ９　キャンセル料の取扱いを教えてください。

Ａ　キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は，宿泊税は課税されませんが，キャンセル料を「宿泊料金」として取り扱う場合は，宿泊税の課税対象となります。

Q10　延長等があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

Ａ　宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合，その延長に係る料金は宿泊料金には含みませんが，料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は，宿泊料金となり課税対象となります。

Q11　サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。

Ａ　実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりませんが，宿泊があった場合や日をまたぐ６時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合は，宿泊税の課税対象となります。なお，１泊当たりの宿泊料金については，契約で定めている料金とします。

Q12　複数人で予約し，宿泊税を事前に領収していましたが，実際の宿泊人数が減少した場合は宿泊税を返金してもよろしいですか。

Ａ　実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収することになりますので，事前に徴収していた税額と差がある場合は，差額分の返金をお願いします。ただし，契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は，そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし，宿泊税の課税対象となります。

Q13　宿泊料としてではなく，施設使用料又は入館料として料金を徴収している場合は課税対象となりますか。

Ａ　施設使用料などであっても，宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q14　通常の清掃代等は宿泊料金に含まれると思いますが，宿泊者が寝具を汚した場合のクリーニング代なども宿泊料金に含まれますか。

Ａ　宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代や寝具代は宿泊料金に含みますが，追加で発生した料金については，宿泊料金には含みません。

Q15　旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取扱いを教えてください。

Ａ　消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には，宿泊税相当金額を含めてクーポン券を発行して差し支えありません。なお，税抜きでクーポンを発券し，消費税等を利用時に精算することとしている場合においては，宿泊税についても同様に利用時精算として差し支えありません。

Q16　手配旅行の場合に旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料について，どのように取り扱えばいいですか。

A　宿泊施設が手配旅行の場合に旅行業者等に支払う手数料は，宿泊料金に含めるようにお願いします。

Q17　旅行会社の添乗員の宿泊料金が，規約により無料となる場合は課税されますか。

A　旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は，課税されません。

Q18　外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。

A　宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は，原則として，宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては，「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

５　徴収方法について

Ｑ１　宿泊税の徴収方法を教えてください。

A　特別徴収の方法については，特に定めておりませんので，徴収しやすい方法でお願いします。（現金払いや事前決済など。）

Ｑ２　ネット予約，無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A　特別徴収の方法については，具体的には規定しておりません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収していただくことになります。

なお，無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくことになりますが，他都市の事例では，ホームページ上に宿泊税について明記し，予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

Ｑ３　キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。

A　宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については，宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので，宿泊事業者で負担していただくことになります。

Ｑ４　宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。

A　仮に納税されなかった場合は，法令上，特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで，納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第７３３条の１５第３項）このような宿泊税の納税拒否がないように，予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など，宿泊者への周知にご協力をお願いします。

Ｑ５　旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりませんが，お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

Ａ　旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき，ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか，あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては，旅行業者の方とホテル，旅館等との間で取り決めていただくことになります。

Ｑ６　旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合，宿泊税はどのように徴収すればよいですか。

Ａ　旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。

Ｑ７　予約者が宿泊代金を払う場合も，宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。

Ａ　予約者が宿泊料金の支払いと併せて宿泊税を支払っていない場合は，宿泊者から徴収をお願いします。なお，支払については，予約者及び宿泊者のどちらでも問題ありません。

Ｑ８　宿泊税のことを知らない外国人等が来たら，どのように対応すればよろしいですか。

Ａ　宿泊税のポスター，チラシ等の広報物を活用してご説明をお願いいたします。なお，リーフレットに掲載の二次元コードを読み取ることにより，情報を取得できますので，ご活用及び周知方お願いします。

６　申告と納入について

Ｑ１　特別徴収義務者申告書の届出様式はどこで取得できますか。

Ａ　特別徴収義務者申告書などの各種様式については，本市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

（https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/zeikin/sonota/page030321.html）

Ｑ２　特別徴収義務者申告書の提出書類の，「旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」，「宿泊に係る契約書面」は，住宅宿泊事業ではどの書類にあたりますか。

Ａ　「住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」については，住宅宿泊事業の届出を県が受領した後に，県から「届出番号」の通知がありますので，その写しの提出をお願いします。「宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）」については，利用申請時に作成する契約書に該当するものや，利用料金等が確認できる書面の提出をお願いしま

す。

Ｑ３　同一敷地内で複数の施設を経営しており，経理等も区分することができないため，特別徴収義務者申告書をまとめて提出することはできますか。

Ａ　特別徴収義務者申告書は，原則，宿泊施設ごとに（許可・届出施設ごと）に行っていただきますが，①経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。②経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており，区分することができない。の条件に該当する場合は，まとめて提出できます。

この場合，同申告書の宿泊施設にある「名称」欄及び「営業開始（予定）日」欄には，全ての施設をそれぞれ記載していただき，「設備の概要」欄の，客室数などは，それぞれの施設の合計数を記載してください。

Ｑ４　同一敷地内の複数施設について特別徴収義務者申告書をまとめて提出した場合，申告納期入期限の特例の適用要件となる宿泊税額についても，まとめて提出した施設の合計となるのでしょうか。

Ａ　複数施設の特別徴収義務者申告書をまとめて提出する場合，複数の施設を一つの施設とみなしますので，申告納入期限の特例の適用の要件となる宿泊税額についても，まとめて提出した施設の宿泊税額の合計額となります。

Ｑ５　申告納入は毎月行う必要がありますか。

Ａ　宿泊税の申告納入を適正に行うことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから，宿泊税においても，原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし，所定の要件を満たす場合は，宿泊事業者が申請及び承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。特例を受けると，３か月分をまとめた年４回（６月，９月，１２月，３月）の申告納入期限となります。

Ｑ６　宿泊がない月でも申告の提出が必要ですか。

Ａ　適正かつ公平な課税を行うためには，宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので，申告すべき税額が０円の場合も，０円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

Ｑ７　申告納入期限の特例が適用される要件を教えてください。

Ａ　特例適用要件については，次の全ての要件に該当する場合となります。

①　申請書の提出前１２月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が１２０万円以下であること。

②　申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から１年を経過していること。

③　条例の規定による承認の取消しを受けた者にあっては，当該取消しの日から１年を経過していること。

④　対象期間において，宿泊税に係る過少申告加算金額，不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないこと，その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

⑤　対象期間において，特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。

⑥　特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収確保に支障がないと認められること。

また，宿泊税の導入開始日以前に営業を開始しており，かつ，営業開始から１年を経過している宿泊施設については，次の要件を満たしていれば，申告納入の特例の対象となります。

宿泊税の導入開始後最低３か月間は，納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行い，令和９年７月１日から令和１０年３月３１日までの間で「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出すること，提出した日の属する月の前３か月間の宿泊税の納入合計額が３０万円以下であることが要件となります。

【例１】導入開始（令和９年４月１日）前に営業を開始し，申請日において１年を経過している場合

●　令和９年４月分から６月分までは，毎月申告納入（同期間の納入合計額が３０万円以下であれば特例申請が可能）

・令和９年７月に特例承認申請書を提出し，同月分から適用開始

・令和９年７月分及び８月分を９月末日までにまとめて申告納入

【例２】導入開始（令和９年４月１日）前に営業を開始し，申請日において１年を経過していない場合（令和９年９月に１年経過の場合）

●　令和９年４月から９月分までは，毎月申告納入（令和９年７月分から９月分の納入合計額が３０万円以下であれば特例申請が可能）

・令和９年１０月に特例承認申請書を提出し，同月分から適用開始

・令和９年１０月分及び１１月分を１２月末日までにまとめて申告納入

【例３】導入開始（令和９年４月１日）時点で営業を開始しておらず，令和９年７月に特別徴収義務者となる場合

●　令和９年７月分から令和１０年６月分までは，毎月申告納入（同期間の納入合計額が１２０万円以下であれば特例申請が可能）

・令和１０年７月に特例承認申請書を提出し，同月分から適用開始

・令和１０年７月分及び８月分を９月末日までにまとめて申告納入

Ｑ８　申告納入期限の特例が取消になることはありますか。

Ａ　申告納入期限までに申告納入がないなど，年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は，当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合，

３月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。

なお，特例適用の要件の中に直近１２月間の宿泊税納入合計額が１２０万円以下としていますが，上回った場合でも，それ以外の適用要件を満たしている場合には，特例は取り消されない想定としています。

Ｑ９　納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。

Ａ　納入申告書と納入書については，本市ホームページに掲載していますので，ご活用ください。なお，インターネットの環境がないなどの理由により送付を希望される場合は，ご連絡をお願いします。

Q10　特別徴収義務者の名称や所在地，施設名称が変更となったため「宿泊税特別徴収義務者異動報告書」を提出した場合，変更後の内容の納入申告書納入書が新たに送られてくるのでしょうか。

Ａ　特に送付等は行いませんので，本市ホームページに掲載の様式をご活用ください。なお，インターネットの環境がないなどの理由により送付を希望される場合は，ご連絡をお願いします。

Q11　申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。

Ａ　納期限後の納入申告書の提出については，不申告加算金の納入が，また，納期限後の宿泊税額の納入についても，納入日までの日数に応じ，延滞金の納入が必要となる場合があります。

Q12　銀行窓口で宿泊税を納入する場合，振込手数料は，事業者が負担するのですか。

Ａ　市が指定した納付書により納付する場合，振込手数料は不要となります。

Q13　宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を払った場合，旅行業者からの入金に１～３か月ほどかかりますが，翌月に宿泊税を納入しなければなりませんか。

Ａ　宿泊税は，宿泊料金を徴収した日でなく，宿泊行為があった日が属する月に計上し，その翌月に申告をしてください。事前の振込日や宿泊が月をまたぐ場合，旅行業者からの振り込みが翌月になる場合についても，宿泊日が属する月の翌月に申告及び納入をお願いします。

Q14　宿泊税の納入はどこでできますか。

Ａ　納入については，次の金融機関等で納入することができます。

いぶすき農業協同組合，鹿児島銀行，南日本銀行，鹿児島信用金庫，鹿児島相互信用金庫，九州労働金庫及び指宿市役所の庁舎

Q15　宿泊税の納入書での支払いを口座振替にしてもらえませんか。

A　宿泊税は，口座振替による納入はできませんので，納入書により納入をお願いします。

Q16　宿泊税の電子申告は可能ですか。

A　宿泊税に関する申告や申請について，eLTAX（エルタックス）を利用して行うことができます。これにより，窓口への持参や郵送で申告・申請していた手続きの一部を，パソコン等から行うことができます。「指宿市宿泊税特別徴収事務の手引き」に記載していますのでご確認ください。

Q17　宿泊税の電子申告（eLTAX）に電子署名は必要ですか。

A　電子署名は必要です。また，ログイン用アカウントの登録も必要です。

Q18　電子申告書利用申請について，複数の宿泊施設をまとめて申請できますか。

A　納入申告を行う宿泊施設ごとに「電子申告利用申請書」により申請していただく必要があります。

Q19　宿泊税の電子納税は可能ですか。

A　電子納税についてご利用できませんので，希望する場合はeLTAXによる申告をご検討ください。

7　広報について

Q１　宿泊者への周知はどのように行うのですか。

A　宿泊税の周知につきましては，宿泊者に円滑に宿泊税を納入いただくために，宿泊施設等に掲示するポスターや宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットの作成など，宿泊税の周知を行います。

なお，これらの広報物については，本市のホームページにも掲載しますので，ぜひご活用をお願いします。

Q２　宿のホームページで周知したいのですが，どうすればよいですか。

A　リーフレット等の広報媒体については，本市ホームページに掲載しますので，必要に応じてご活用ください。

Q３　リーフレット等の広報物は何か国語に対応していますか。

A　英語，中国語（簡体字・繁体字），韓国語の４言語について対応しており，リーフレット等に掲載の二次元コードから情報の取得が可能です。

Q４　ポスター等の配布時期はいつ頃になるのでしょうか。

A　令和８年１１月頃から配布の予定としております。

Ｑ５　外国人への説明に不安がありますが，サポート等ありますか。

Ａ　多言語に対応したリーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いします。

Ｑ６　県外への宿泊税導入の周知は，どのように行うのですか。

Ａ　OTA（Online Travel Agent インターネット上だけで取引を行う旅行会社）に対し，ネット予約段階において宿泊税導入の告知をお願いしており，掲載に向けた対応を頂ける予定です。また，本市ホームページで宿泊税導入のご案内を掲載しますが，県外におけるポスター掲示等の広報の予定はありません。

８　その他

Ｑ１　領収書への宿泊税の記載は必ず行う必要がありますか。

Ａ　領収書等には，宿泊税の名称とその額を必ず記載してください。宿泊税の名称とその額について明確な表示がない場合，宿泊税として徴収した金額が消費税の課税対象となるおそれがありますので，ご注意ください。

表記の際は，日本語の場合「宿泊税」，英語の場合は「Accommodation Tax」です。なお，宿泊税の名称とその額は，手書きしていただいても構いません。

Ｑ２　入湯税とは別に徴収するということですか。

Ａ　入湯税とは別に徴収していただくことになります。

Ｑ３　宿泊税の徴収は，消費税との二重課税ではないですか。

Ａ　二重課税とは一つの課税要因に対して，同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税で，宿泊税は地方税であるため同種の税ではなく，二重課税とはなりません。

また，宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが，消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため，二重課税とはなりません。また，宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので，不課税取引に該当し消費税はかかりません。

【参考】複数の税が課せられているものの例

・たばこ　→　たばこ税，たばこ特別税，市たばこ税，県たばこ税，消費税

・お酒　→　酒税，消費税

Ｑ４　宿泊税は売上げに含まれますか。

Ａ　宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため，売上げに含まれません。

Ｑ５　宿泊税の課税を行ううえで，宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえま

せんか。

Ａ　記載例としては，以下の内容になるものと考えています。

宿泊税は宿泊施設において，宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し，宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については，下記の①，②で判断します。

① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

② ①以外の場合で，その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの

Ｑ６　領収書に貼付する収入印紙は，宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。

Ａ　領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は，宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますが，宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は，宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますので，ご注意ください。

なお，印紙税に関する詳細は，税務署にお問合せをお願いします。

Ｑ７　施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。

Ａ　振込手数料が必要な場合は，通常，納税義務者である宿泊者にご負担いただくことになりますので，宿泊料を支払い済みの宿泊者については，宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いします。

Ｑ８　宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。

Ａ　宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み，特別徴収制度の円滑な運営を図るため，宿泊税特別徴収事務交付金の交付を予定しており，申告納入された宿泊税額の２．５％を交付します。（導入から３年間は，特例措置として宿泊税額の３％を交付します。）

初回の交付は，令和９年５月申告（４月宿泊）分から令和１０年３月申告（２月宿泊）分の１１か月を算定期間とし，令和１０年７月に交付を予定しております。交付金の交付の対象となる方に対し，令和１０年５月頃に「指宿市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書」を送付しますので，振込口座等をご記入のうえ提出をお願いします。

Ｑ９　宿泊税特別徴収事務交付金に対して，消費税は課税されますか。

Ａ　特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収事務交付金については，対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり，消費税の課税対象とはなりません。

Q10　宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。

A　市内で宿泊施設を営業している方は，登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し，営業を行っている事実が判明した場合は，特別徴収義務者として仮登録を行うとともに，特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また，調査により，申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には，正しい税額を納入していただくため，市で税額の決定を行い，納入していただきます。なお，不申告加算金等の加算金も課されますのでご注意ください。

Q11　領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

A　領収書が不要と言われる宿泊者に対して，お渡しする必要は特にないと考えますが，領収書をお渡しする場合は，宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。